

北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
総務局
行 政 課
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目

次

ページ

条 例

○北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	1
○北海道税条例の一部を改正する条例	(税務課)	8
○住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(市町村課)	8
○北海道選挙管理委員会手数料条例の一部を改正する条例	(市町村課)	8
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(環境生活部総務課)	9
○北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	(道民生活課)	10
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(保健福祉部総務課)	10
○児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(子ども政策企画課・子ども家庭支援課)	11
○北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども政策企画課)	11
○北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(子ども家庭支援課)	12
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(農政課)	13
○北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例	(建設部総務課)	13
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	(維持管理防災課)	13
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例	(企業局総務課)	14
○北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員事務課)	14

○公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員事務課)	14
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(人事課)	15
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員事務課)	30

○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(教育庁教職員事務課)	38
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	41

条 例

北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第54号

北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 旅費の種目及び内容(第8条-第22条)
- 第3章 雜則(第23条-第29条)

附則

第2条第1項第3号中「職員については、その住所又は居所」を「場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下この号において「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場

所」に改め、同項第5号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に、「届出をしないが」を「婚姻の届出をしていないが、」に、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 職務の級 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）第4条第1項第1号に規定する行政職給料表、北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）第5条第1項第2号に規定する行政職給料表及び北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表による当該級並びにこれらの行政職給料表の適用を受けない者について規則で定めるこれに相当する職務の級をいう。

第2条第1項に次の1号を加える。

(9) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、道と旅行役務提供契約（旅行業者等が道に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、道が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第9項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項中「その配偶者又は」を「その配偶者若しくは子又はその他に、定める」を「掲げる」に改め、同項第1号中「当該職員」を「、当該職員」に改め、同項第7号中「配偶者」を「配偶者又は子」に、「第32条の4第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する」を「規則で定める」に改め、同條第6項中「者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を「者」に、「その出发前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され」を「次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同條第4項並びに第5条において同じ。）を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に、「金額がある

ときは、当該金額」を「金額」に、「なった金額で人事委員会が」を「なる金額又は支出をする金額で規則で」に改め、同條第7項中「者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）」を「者」に、「交通機関の事故又は天災その他人事委員会が」を「天災その他規則で」に、「で人事委員会が」を「で規則で」に改め、同條に次の1項を加える。

9 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、道が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。
第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第3項中「を変更する必要」を「の変更をする必要」に、「第5条第1項」を「次条第1項」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同條第4項中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に關し必要な」を「規則で定める」に、「これを当該旅行者に提示して」を「当該事項を当該旅行者に提示し、又は通知して」に改め、同項ただし書中「当該旅行に關する事項」を「当該事項」に、「記録をし、これを提示する」を「記録をする」に改め、同條第5項中「を提示し」を「に記載又は記録をし」に、「当該旅行に關する」を「同項に定める」に、「記録をし、これを当該旅行者に提示し」を「記録をし」に改め、同條第6項中「前2項の」を「第4項の規定による」に改め、同條第7項を削る。

第5条の見出し中「旅行命令簿等」を「旅行命令等」に改め、同條第1項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。

第6条の前の見出し並びに同條及び第6条の2を削る。

第7条の前の見出しを削り、同條に見出しとして「(旅費の計算)」を付

し、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例で定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によって」に改め、同条ただし書中「又は方法によって」を「又は方法により」に改め、同条を第6条とする。

第8条から第11条までを削る。

第12条第1項中「しようとするもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「供されるものをいう」の次に「。第4項において同じ」を加え、「当該旅費」を「当該旅費又は当該金額」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その旅費」を「その旅費又は旅費に相当する金額」に、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第4項中「人事委員会」を「任命権者」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「人事委員会規則」を「規則」に改め、同項を同条第6項とし、同条を第7条とする。

第12条の2を削る。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 旅費の種目及び内容

第2章中第13条の前に次の5条を加える。

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、移転雜費、着後滞在費、家族移転費、渡航雜費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(航海日当等)

第9条 漁業取締り、漁業実習指導等のため船舶（船員法（昭和22年法律第100号）第1条第1項に規定する船舶をいう。）に乗船を命ぜられて旅行する職員で規則で定めるものには、前条の規定にかかわらず、航海日当及び船員食卓料を旅費として支給する。

2 航海日当及び船員食卓料の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1

条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（内国旅行にあっては職務の級が10級の者のうち任命権者が知事と協議して定めるもの（以下「特定職員」という。）に限り、外国旅行にあっては職務の級が7級以上の者に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（特定職員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

(船賃)

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（内国旅行にあっては特定職員に限り、外国旅行にあっては職務の級が7級以上の者に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（特定職員が移動する場合には、最上級）、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により職務の級が6級以下の者が移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる額とする。

(1) 内国旅行の場合であって、特定職員が移動するとき 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であって、職務の級が7級以上の者が移動するとき及び職務の級が6級又は5級の者が長時間にわたる移動として規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(3) 外国旅行の場合であって、運賃の等級が3以上に区分された航空機により職務の級が7級以上の者（特定職員を除く。）が移動するとき及び職務の級が6級又は5級の者が特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

(4) 外国旅行の場合であって、職務の級が4級以下の者が著しく長時間にわたる移動として規則で定めるものをするとき 最下級の直近上位の級の運

賃の額

第13条から第22条までを次のように改める。

（その他の交通費）

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項の規定にかかわらず、公務について自家用の自動車を使用して旅行をした場合のその他の交通費の額は、路程1キロメートルにつき旅行の実態を勘案して規則で定める額を乗じて得た額及びこれに付随する費用の額の合計額とする。

3 前項の路程は、当該旅行につき自家用の自動車を使用して旅行した全路程を通算することとし、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条（第2項及び第3項を除く。）までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して、内国旅行にあっては規則で定める額とし、外国旅行にあっては規則で定める方法により算定される額とする。

（移転雑費）

第18条 移転雑費は、赴任に伴う諸雑費に要する費用とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める額とする。

（着後滞在費）

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

（1）内国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、旅行の実態を勘案して規則で定める額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に

赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

（2）外国旅行にあっては、次に掲げる額

ア 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、旅行の実態を勘案して規則で定める額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第21条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第22条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

第23条から第27条まで及び第3章を削る。

第37条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合そ

の他当該」を「道以外の者から旅費の支給を受ける場合その他」に、「又は当該」を「又は」に改め、同条を第27条とし、第4章中同条の前に次の4条を加える。

(退職者等の旅費)

第23条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第24条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るもの）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第25条 第3条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が知事に協議して定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、第10条から第13条（第2項及び第3項を除く。）まで及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当及び移転雑費に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第19条、第20条第1項及び第21条並びに第6条の規定により計算した額

と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第38条を第28条とする。

第39条中「人事委員会規則」を「規則」に改め、同条を第29条とする。

第4章を第3章とする。

別表第1及び別表第2を削る。

(北海道知事等の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「種類及び額は、別表に掲げるもののほか」を「種目は」に、「第13条第1項第3号に規定する特定職員の旅費に係る同条例の規定の例による」を「第8条に規定するものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

3 知事等の旅費の額は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる種目以外の種目 北海道職員等の旅費に関する条例第10条第1項第5号に規定する特定職員の旅費の例による額

(2) 宿泊費 地域の実情及び知事等の職務を勘案して規則で定める額

(3) 転居費 転居の実態を勘案して規則で定める額

別表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の北海道職員等の旅費に関する条例（以下「改正後の旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日前に採用された職員又は転任を命ぜられた職員が赴任の際扶養親族を移転しなかった場合において、施行日から赴任を命

ぜられた日の翌日から1年を経過する日までの間に当該職員の扶養親族を移転するときにおける扶養親族移転料の支給については、なお従前の例による。

- 4 職員及び当該職員の家族（改正後の旅費条例第2条第7号に規定する家族をいう。以下この項において同じ。）並びに施行日後に職員となった者及びその家族が施行日前に赴任のための旅行をした場合において、施行日以後に赴任する職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員及び当該職員となった者が施行日前にした赴任は、施行日以後にする赴任とみなして、改正後の旅費条例の規定を適用する。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部改正）

- 6 北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年北海道条例第64号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項及び第9条第2項中「種類」を「種目」に改める。

別表第1中「外国旅行に係る」を削り、「第13条第1項第3号」を「第10条第1項第5号」に改める。

（自治紛争処理委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例の一部改正）

- 7 自治紛争処理委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例（昭和28年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費、食卓料及び日当の9種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、同条第3項ただし書を削る。

（北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例の一部改正）

- 8 北海道選挙管理委員会の求めにより出頭した選挙人等の費用弁償に関する条例（昭和33年北海道条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費、食卓料及び日当の9種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、同項ただし書を削る。

（北海道公害紛争処理条例の一部改正）

- 9 北海道公害紛争処理条例（昭和45年北海道条例第50号）の一部を次のように

改正する。

第4条第1項中「車賃、宿泊料又は食卓料」を「その他の交通費、宿泊費又は宿泊手当」に改め、「。以下「給与条例」という。」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第5条第1号中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改め、同条第3号中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費又は食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当」に改める。

（精神保健指定医の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

- 10 精神保健指定医の報酬及び費用弁償条例（昭和25年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料の8種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改める。

（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定により知事から出頭を求められた者の費用弁償条例の一部改正）

- 11 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の規定により知事から出頭を求められた者の費用弁償条例（昭和41年北海道条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料の8種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、同条ただし書を削る。

（建築士法による参考人の費用支給条例の一部改正）

- 12 建築士法による参考人の費用支給条例（昭和27年北海道条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費、食卓料及び日当の9種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、同項ただし書を削る。

（北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

- 13 北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「種類」を「種目」に改め、「第5条第2項」の次に「及び第3項」を加える。

(北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例の一部改正)

14 北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料の8種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、「(旅行雑費にあっては、旅程にかかるわらすその全額)」を削る。

(北海道労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償条例の一部改正)

15 北海道労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償条例（昭和27年北海道条例第105号）の一部を次のように改正する。

第2条中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料の8種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、同条ただし書きを削る。

(土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例の一部改正)

16 土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当条例（昭和27年北海道条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「車賃、航空賃、船賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び食卓料の8種」を「船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」に改め、「(旅行雑費にあっては、旅程にかかるわらすその全額)」を削る。

(道議会の調査、審査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部改正)

17 道議会の調査、審査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例（昭和23年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料、宿泊雑費及び日当の7種」とし、「航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の7種」とし、「」に改め、同項ただし書きを削る。

第3条中「もの、ほか」を「もののほか」に改める。

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第55号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第13条中「令和8年7月31日」を「令和13年7月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第56号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中22の事項及び23の事項を削り、24の事項を22の事項とし、25の事項から31の事項までを2事項ずつ繰り上げる。

別表第3中9の項を削り、10の項を9の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道選挙管理委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第57号

北海道選挙管理委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道選挙管理委員会手数料条例（平成20年北海道条例第101号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	徴収時期
------------	--------	----	------

1 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第15項の規定に基づく少額領収書等の写しに係る写しの交付	少額領収書等の写しに係る写しの交付手数料	次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円 イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（政治資金規正法施行令（昭和50年政令第277号）第12条第2号に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。）を光ディスク（同号に規定する光ディスク又は同条第3号に規定する光ディスクをいう。以下この項及び次項において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に少額領収書等の写し 1枚ごとに10円を加えた額	写しの交付のとき			し1枚ごとに10円を加えた額	
				3 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づく都道府県提出文書の写しの交付	都道府県提出文書の写しの交付手数料	次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円 イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録（政党助成法施行令（平成6年政令第371号）第7条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を光ディスク（同号に規定する光ディスク又は同条第3号に規定する光ディスクをいう。以下この項において同じ。）に複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に都道府県提出文書の写し1枚ごとに10円を加えた額	写しの交付のとき
2 政治資金規正法第20条の2第2項の規定に基づく収支報告書等の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	次に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 複写機により用紙に複写したものの交付 用紙1枚につき10円 イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付 光ディスク1枚につき60円に収支報告書等の写	写しの交付のとき			備考 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。	
				附 則		この条例は、令和8年1月1日から施行する。	

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第58号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「伊達市」を「伊達市 北広島市」に、「寿都町」を「島牧村 寿都町」に、「俱知安町 神恵内村」を「ニセコ町 留寿都村 喜茂別町 俱知安町 共和町 神恵内村 古平町 仁木町 奈井江町」に、「下川町」を「下川町 美深町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「美幌町」を「美幌町 津別町」に、「白糠町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

別表第4中「寿都町」を「島牧村 寿都町」に、「俱知安町 神恵内村」を「ニセコ町 留寿都村 喜茂別町 俱知安町 共和町 神恵内村 古平町 仁木町 奈井江町」に、「浦臼町」を「浦臼町 新十津川町」に、「中川町」を「中川町 幌加内町」に、「美幌町」を「美幌町 津別町」に改める。

別表第5中「寿都町」を「島牧村 寿都町」に、「俱知安町 神恵内村」を「留寿都村 喜茂別町 俱知安町 共和町 神恵内村 古平町 仁木町 奈井江町」に、「下川町」を「下川町 美深町」に、「美幌町」を「美幌町 津別町」に、「白糠町」を「鶴居村 白糠町」に改める。

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項の左欄に掲げる事務に係る浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、同日以後においては同項の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第59号

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

特定非営利活動法人北海道災害救助犬	登別市	令和7年1月1日から 令和12年12月31日まで
-------------------	-----	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第60号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の9の項の次に次のように加える。

4の10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下この項において「政令」という。）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）

- 法第52条第1項の規定による自立支援医療費の支給認定に係る審査（法第54条第1項の政令で定める基準に該当するかどうか及び負担上限額の算定に係る事実の確認（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以

別表第4
に掲げる
市町村

下この項において「省令」という。) 第35条第3項の規定による経由の際に行うものに限る。) に限る。)

(2) 法第56条第2項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定に係る審査(法第54条第1項の政令で定める基準に該当するかどうか及び負担上限額の算定に係る事実の確認(省令第45条第3項及び第47条第3項において準用する省令第35条第3項の規定による経由の際に行うものに限る。) に限る。)

別表第1の6の項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

別表第4を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

函館市 小樽市 室蘭市 釧路市 帯広市 北見市 夕張市 岩見沢市 網走市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 江別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 千歳市 滝川市 砂川市 深川市 富良野市 登別市 恵庭市 伊達市 北広島市 石狩市 北斗市 当別町 新篠津村 福島町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 今金町 せたな町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 和共和町 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 長沼町 栗山町 月形町 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 劍淵町 下川町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 小平町 苦前町 羽幌町 初山別村 遠別町 浜頓別町 中頓別町 豊富町 礼文町 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町 豊浦町 白老町 安平町 むかわ町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第61号

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第1条 北海道保健福祉部手数料条例(平成12年北海道条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表1の2の項中「第18条の18第3項」を「第18条の18第1項」に、「保育士の登録」を「保育士登録」に改める。

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(1) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)第11条

(2) 北海道指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第105号)第43条第1項

(3) 北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年北海道条例第3号)第14条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第62号

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準を定める条例(平

成18年北海道条例第78号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する法第27条の2第1項各号)」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第11条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条第3項中「第18条の18第1項の登録」を「第18条の18第3項に規定する保育士登録」に、「同項の登録」を「同項に規定する保育士登録」に改める。

第19条中「から第12条まで」を「、第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第63号

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第108号)の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第30条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第30条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第38条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第38条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第39条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第58条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第59条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第59条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第60条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第92条第4項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第93条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第93条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第100条第2項中「、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者」を削る。

第101条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第101条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第102条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第102条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第103条第1項第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2)の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北海道一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7

年北海道条例第3号)の一部を次のように改正する。

第22条第3号の次に次の1号を加える。

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第64号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例(平成12年北海道条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項(5)中「(11)」を「(12)」に改め、同項(7)中「及び(10)」を「から(11)まで」に改め、同項(8)中「(11)」を「(12)」に改め、同項(11)中「(10)」を「(11)」に改め、同項中(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)の次に次のように加える。

(10) 法第51条第3項の規定による違反転用者等が命令に従わなかった旨
等の公表 ((9)に掲げる事務に係るものに限る。)

別表第1の2の項中「掲げる市町村」の次に「(10)に掲げる事務にあっては、別表第3に掲げる市町村に限る。」を加え、同表の3の項中「別表第3」を「別表第4」に改め、同表の7の項中「別表第4」を「別表第5」に改め、同表の9の項中「別表第5」を「別表第6」に改め、同表の11の項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第3から別表第5までを1表ずつ繰り下げ、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

小樽市 帯広市 網走市 留萌市 苦小牧市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 士別市 根室市 千歳市 滝川市 歌志内市 富良野市 登別市 伊達市 北斗市 当

別町 福島町 知内町 木古内町 鹿部町 森町 長万部町 江差町 上ノ国町 厚沢部町 奥尻町 今金町 せたな町 島牧村 寿都町 黒松内町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 積丹町 古平町 仁木町 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 北竜町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 劍淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町 幌加内町 増毛町 羽幌町 初山別村 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 札文町 利尻町 利尻富士町 幌延町 美幌町 津別町 小清水町 訓子府町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町 えりも町 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町 標茶町 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第65号

北海道建設部手数料条例の一部を改正する条例

北海道建設部手数料条例(平成12年北海道条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1の44の8の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表の44の9の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第66号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表政令第7条第14号に掲げる施設の項中「第7条第14号」の次に「及び第15号」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第67号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表ポンテシオ発電所の項中「11,000キロワット」を「11,500キロワット」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第68号

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条から第5条までを次のように改める。

第3条から第5条まで 削除

第12条第2項第2号中「7,500円」を「8,000円」に改める。

第16条第2項中「多学年学級担当手当又は」を削る。

附 則

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現にこの条例による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例第5条の規定により多学年学級担当手当を支給されていた学校職員については、同条の規定は、施行日から令和8年12月31日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同条中「7,350円」とあるのは、「1,500円」とする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第69号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第3条第1項及び第8条」に改める。

第3条第1項中「教頭」の次に「並びに法第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者」を加え、「100分の4」を「100分の10」に改める。

附則に次の1項を加える。

3 次の表の左欄に掲げる期間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6

令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第70号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「41万6,600円」を「41万7,600円」に改め、同項第2号中「5万1,600円」を「5万2,100円」に改め、同項第3号中「5万6,900

円」を「5万8,100円」に改める。

第10条の4第2項中「(第12条の3第2項において「職員以外の地方公務員等」という。)」を削る。

第12条の3第2項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「(任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)」を削る。

第17条中「4,400円」を「4,700円」に、「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同条ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「3万1,500円」を「3万3,750円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	行政職給料表									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	給料月額	給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700	
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100	
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000	
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300		
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600				
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100				

定年	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
前再	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
任用	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
短時	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
間勤	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300					
務職	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600					
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800					
員以	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
外の	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
職員	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300						
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600						
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800						
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
	86	266,200	305,800	355,700	397,000							
	87	266,500	306,100	356,100	397,400							
	88	266,800	306,400	356,500	397,800							
	89	267,100	306,700	356,700	398,100							
	90	267,400	307,000	357,100	398,600							
	91	267,700	307,300	357,500	399,000							
	92	268,000	307,600	357,900	399,400							
	93	268,300	307,800	358,100	399,700							
	94		308,000	358,400	400,200							
	95		308,300	358,800	400,600							
	96		308,700	359,100	401,000							
	97		308,900	359,400	401,300							
	98		309,200	359,800								
	99		309,500	360,200								
	100		309,900	360,600								
	101		310,100	361,100								

		310,400	361,500									
102		310,700	361,900									
103		311,000	362,300									
104		311,200	362,800									
105		311,500	363,200									
106		311,800	363,500									
107		312,100	363,800									
108		312,300	364,200									
109		312,600										
110		313,000										
111		313,300										
112		313,500										
113		313,700										
114		314,000										
115		314,400										
116		314,600										
117		314,800										
118		315,100										
119		315,400										
120		315,700										
121		315,900										
122		316,200										
123		316,500										
124		316,800										
125												
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額											
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条関係)

海事職給料表

職員 の区 分 号俸	職務 の級	1 級					2 級					3 級					4 級				
		給 料 月 額																			
	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900															
	3	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000															
	4	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100															
	5	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200															
		246,200	297,900	337,100	386,300	431,100															

	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800

	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800			62	301,900	335,900	386,300	440,600	469,700	
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800			63	302,200	336,200	386,600	441,100	470,000	
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900			64	302,400	336,400	386,900	441,600	470,200	
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000			65	302,600	336,600	387,100	442,100	470,400	
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900			66	302,800	336,900	387,300	442,700	470,700	
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700			67	303,000	337,200	387,600	443,200	471,000	
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600			68	303,300	337,400	387,900	443,800	471,200	
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400			69	303,600	337,600	388,200	444,300	471,400	
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300			70			388,400	444,800		
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200			71			388,700	445,400		
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000			72			389,000	446,000		
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800			73			389,300	446,300		
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200			74			389,700	446,900		
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700			75			390,100	447,500		
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300			76			390,500	448,000		
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800			77			390,900	448,400		
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300			78			391,300	448,900		
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600			79			391,800	449,600		
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000			80			392,300	450,300		
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400			81			392,700	450,500		
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700			82			393,100	451,000		
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200			83			393,500	451,700		
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800			84			393,900	452,400		
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400			85			394,400	452,600		
	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000			86			394,900	453,100		
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700			87			395,400	453,800		
	43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300			88			395,900	454,500		
	44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900			89			396,200	454,700		
	45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200			90			396,600			
	46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800			91			396,900			
	47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400			92			397,300			
	48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000			93			397,800			
定年	49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400			94			398,100			
前再	50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700			95			398,600			
任用	51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000			96			399,000			
短時	52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200			97			399,600			
間勤	53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400			98			399,900			
務職	54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600			99			400,400			
員以	55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900			100			400,800			
外の	56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200			101			401,400			
職員	57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400			102			401,700			
	58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700			103			402,200			
	59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000			104			402,600			
	60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200			105			403,200			
	61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400			106			403,500			

	107			404,000					27	242,600	303,200	375,300	425,500				
	108			404,400					28	244,500	305,100	376,300	427,000				
	109			405,000					29	246,400	307,000	377,200	428,200				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円	基 準 給 料 月 額 円			30	247,500	308,500	378,000	429,400				
	233,500	264,600	295,300	337,800	367,200				31	248,600	310,000	378,800	431,000				
									32	249,700	311,500	379,600	432,500				
									33	251,100	313,000	380,300	433,800				
									34	252,400	314,500	381,000	435,200				
									35	253,800	316,000	381,800	436,600				
									36	255,200	317,400	382,600	438,000				
									37	256,600	318,800	383,300	439,400				
									38	258,100	319,700	384,000	440,800				
									39	259,600	320,600	384,800	442,200				
									40	261,200	321,400	385,600	443,600				
									41	262,600	322,100	386,400	444,700				
									42	263,900	322,600	387,600	446,000				
									43	265,300	323,100	388,800	447,400				
									44	266,700	323,500	390,000	448,700				
									45	268,200	323,900	390,700	449,500				
									46	269,500	324,400	391,700	450,300				
									47	270,700	324,900	392,500	451,200				
									48	271,900	325,300	393,200	452,100				
									49	273,100	325,700	393,900	452,900				
									50	274,200	326,100	394,600	453,700				
									51	275,300	326,400	395,200	454,300				
									52	276,400	326,900	395,800	455,100				
									53	277,400	327,300	396,400	455,500				
									54	278,500	327,700	397,100	456,100				
									55	279,500	328,100	397,900	456,600				
									定年	56	280,500	328,400	398,700	457,100			
									前再	57	281,500	328,800	399,300	457,600			
									任用	58	282,200	329,100	400,100	458,200			
									短時	59	282,700	329,500	400,800	458,700			
									間勤	60	283,300	329,800	401,500	459,200			
									務職	61	283,900	330,200	402,100	459,700			
									員以	62	284,500	330,700	402,800	460,300			
									外の	63	285,100	331,300	403,400	460,800			
									職員	64	285,600	331,800	404,100	461,300			
										65	286,200	332,200	404,800	461,800			
										66	286,700	332,800	405,400	462,400			
										67	287,300	333,300	406,000	462,900			
										68	287,800	333,900	406,700	463,400			
										69	288,400	334,400	407,400	463,900			
										70	289,100	334,900	407,900				
										71	289,700	335,400	408,500				

72	290,300	336,000	409,100					117	312,400	358,000					
73	290,900	336,500	409,600					118	312,700	358,400					
74	291,500	337,200	410,200					119	312,900	358,800					
75	292,100	337,900	410,800					120	313,200	359,200					
76	292,800	338,600	411,300					121	313,500	359,600					
77	293,400	339,200	411,800												
78	294,100	339,800	412,300												
79	294,800	340,500	412,800												
80	295,300	341,200	413,500												
81	295,900	341,900	413,900												
82	296,500	342,600	414,400												
83	297,200	343,200	414,900												
84	297,800	343,800	415,600												
85	298,300	344,300	416,000												
86	298,900	344,800	416,500												
87	299,600	345,200	417,000												
88	300,200	345,600	417,700												
89	300,700	345,900	418,100												
90	301,300	346,400	418,600												
91	302,000	346,700	419,100												
92	302,600	347,100	419,800												
93	303,200	347,400	420,200												
94	303,800	347,700						1	305,600	415,600	470,300	566,200			
95	304,400	348,100						2	307,900	418,300	472,300	572,300			
96	305,000	348,500						3	310,200	420,900	474,200	577,400			
97	305,300	349,000						4	312,400	423,300	476,100	582,100			
98	305,800	349,500						5	314,500	425,600	477,500	586,400			
99	306,400	350,000						6	318,000	427,800	479,200	590,700			
100	306,900	350,500						7	321,500	429,800	481,000	594,100			
101	307,300	351,000						8	324,900	431,900	482,800	597,000			
102	307,700	351,500						9	328,300	434,000	484,600	599,500			
103	308,000	351,900						10	331,800	435,500	486,300	601,800			
104	308,400	352,400						11	335,200	437,000	488,100				
105	308,800	352,800						12	338,600	438,500	489,900				
106	309,200	353,200						13	342,000	439,900	491,700				
107	309,600	353,700						14	345,500	441,300	493,400				
108	309,900	354,100						15	348,900	442,800	495,200				
109	310,100	354,600						16	352,300	444,200	497,000				
110	310,500	355,000						17	355,700	445,500	498,800				
111	310,800	355,400						18	358,800	447,000	500,700				
112	311,000	355,800						19	362,000	448,400	502,600				
113	311,300	356,300						20	365,200	449,800	504,500				
114	311,600	356,700						21	368,500	451,100	506,400				
115	311,900	357,100						22	371,600	452,600	508,100				
116	312,200	357,500						23	374,700	454,000	509,900				
								24	377,700	455,400	511,700				

	25	380,800	456,800	513,300				60	417,200	494,000	551,700		
	26	383,100	458,200	515,100				61	417,600	494,400	552,500		
	27	385,400	459,500	516,900				62	417,900	495,000	553,400		
	28	387,600	460,900	518,400				63	418,200	495,700	554,300		
	29	389,500	462,300	519,800				64	418,500	496,400	555,200		
	30	391,200	463,600	521,500				65	418,800	496,800	556,000		
	31	392,900	465,000	523,300				66		497,400	556,900		
	32	394,700	466,400	525,000				67		498,000	557,800		
	33	396,400	467,700	526,500				68		498,500	558,700		
	34	398,200	469,100	527,800				69		499,000	559,500		
	35	399,800	470,400	529,100				70		499,500	560,400		
	36	401,100	471,800	530,400				71		500,000	561,300		
定年	37	402,500	473,200	531,400				72		500,500	562,200		
前再	38	403,900	474,900	532,700				73		500,900	563,000		
任用	39	405,300	476,500	534,000				74		501,400			
短時	40	406,700	478,000	535,300				75		501,800			
間勤	41	408,200	479,600	536,300				76		502,200			
務職	42	408,900	480,800	537,100				77		502,700			
員以	43	409,500	481,900	537,900				78		503,300			
外の	44	410,100	483,000	538,700				79		503,800			
職員	45	410,900	484,000	539,600				80		504,200			
	46	411,500	484,900	540,400				81		504,700			
	47	412,100	485,800	541,200				82		505,300			
	48	412,600	486,600	541,900				83		505,900			
	49	413,100	487,300	542,700				84		506,400			
	50	413,500	488,000	543,500				85		506,900			
	51	414,000	488,700	544,200									
	52	414,400	489,300	545,100									
	53	414,800	489,900	546,000									
	54	415,100	490,600	546,800									
	55	415,400	491,200	547,700									
	56	415,800	491,800	548,600									
	57	416,100	492,100	549,400									
	58	416,500	492,700	550,200									
	59	416,800	493,300	551,000									

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
312,900	356,500	412,800	488,500	

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区 分	職務の級	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		
		号	俸	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月
	1		201,000		239,800		274,400		293,300		326,300		372,300		427,200		492,200	
	2		203,100		241,100		275,200		294,100		327,700		374,000		429,100		493,600	
	3		205,200		242,400		275,900		294,800		329,100		375,600		431,100		494,900	

4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200	
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500	
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900	
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300	
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500	
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900	
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200	
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600	
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000	
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400	
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500	
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600	
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800	
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900	
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800	
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700	
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600	
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600	
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200		
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600		
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300		
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800		
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200		
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600		
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000		
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400		
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800		
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100		
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400		
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700		
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000		
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300		
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600		
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900		
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800			
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100			
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400			
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700			
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000			
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300			
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600			
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800			
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100			
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400			
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700			

定年	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900			
前再	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100			
任用	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400			
	52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700			
短時	53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900			
間勤	54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100			
務職	55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400			
	56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700			
員以	57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900			
外の	58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000				
職員	59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600				
	60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200				
	61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600				
	62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100				
	63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600				
	64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100				
	65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700				
	66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200				
	67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800				
	68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400				
	69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900				
	70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400				
	71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800				
	72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200				
	73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500				
	74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000				
	75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400				
	76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800				
	77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200				
	78	265,000	301,000	338,100	359,700	403,700				
	79	265,300	301,200	338,500	359,900	404,100				
	80	265,500	301,500	339,000	360,200	404,500				
	81	265,700	301,800	339,500	360,700	404,900				
	82	266,000	302,000	339,800	361,000					
	83	266,300	302,300	340,000	361,300					
	84	266,500	302,600	340,300	361,600					
	85	266,700	302,800	340,700	362,000					
	86		303,000	341,100	362,300					
	87		303,200	341,400	362,600					
	88		303,400	341,700	362,900					
	89		303,800	342,000	363,300					
	90		304,000	342,200	363,600					
	91		304,200	342,600	363,800					
	92		304,400	342,900	364,100					

			304,800	343,100	364,400						
	93		305,000	343,400	364,800						
	94		305,200	343,700	365,200						
	95		305,500	343,900	365,600						
	96		305,800	344,100	366,100						
	97		306,000	344,400	366,500						
	98		306,200	344,700	366,900						
	99		306,500	344,900	367,300						
	100		306,800	345,100	367,800						
	101		307,000	345,300							
	102		307,200	345,700							
	103		307,500	345,900							
	104		307,800	346,100							
	105			346,400							
	106			346,800							
	107			347,200							
	108			347,400							
	109										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600			

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400

16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000	
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700	
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300	
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800	
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200	
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300	
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600	
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900	
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400	
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400	
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000	
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700	
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300	
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200	
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900	
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700	
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500	
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200	
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900	
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600	
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400	
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200	
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000	
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700	
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400	
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200	
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800		
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900		
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000		
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000		
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500		
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000		
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400		
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000		
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500		
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900		
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400		
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900		
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300		
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600		
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900		
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300		
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700		
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000		
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300		

	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700	
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100	
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400	
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700	
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100	
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	451,500	
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	451,800	
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	452,100	
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	452,500	
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700		
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100		
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400		
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700		
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200		
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600		
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900		
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200		
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700		
定年	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200		
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600		
前再	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900		
任用	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300		
短時	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800		
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200		
間勤	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600		
務職	86	295,800	322,600	360,600	379,900			
員以	87	296,300	323,600	361,400	380,500			
	88	296,800	324,600	362,200	381,000			
外の	89	297,200	325,500	362,800	381,300			
職員	90	297,700	326,500	363,400	381,800			
	91	298,200	327,500	364,000	382,100			
	92	298,700	328,500	364,600	382,400			
	93	299,200	329,300	365,000	383,000			
	94	299,600	330,000	365,400	383,500			
	95	300,100	330,700	365,900	384,000			
	96	300,700	331,300	366,300	384,500			
	97	301,300	331,800	366,800	385,100			
	98	301,800	332,100	367,200	385,600			
	99	302,300	332,600	367,700	386,100			
	100	302,800	333,200	368,100	386,500			
	101	303,200	333,600	368,400	387,100			
	102	303,700	334,100	368,900	387,600			
	103	304,100	334,700	369,200	388,100			
	104	304,500	335,200	369,500	388,600			

105	304,900	335,600	369,900	389,200				
106	305,300	336,100	370,400	389,600				
107	305,700	336,600	370,900	390,100				
108	306,000	337,100	371,400	390,600				
109	306,200	337,500	371,900	391,200				
110	306,500	337,800	372,400					
111	306,700	338,100	372,900					
112	307,000	338,400	373,300					
113	307,300	338,700	373,700					
114	307,500	339,100	374,100					
115	307,800	339,400	374,600					
116	308,000	339,700	375,100					
117	308,300	339,900	375,500					
118	308,500	340,200	376,000					
119	308,800	340,500	376,500					
120	309,100	340,700	377,000					
121	309,400	340,900	377,300					
122	309,700	341,200						
123	310,000	341,500						
124	310,300	341,800						
125	310,500	342,000						
126	310,700	342,300						
127	311,000	342,600						
128	311,400	342,800						
129	311,600	343,000						
130	311,900	343,200						
131	312,200	343,500						
132	312,600	343,700						
133	312,800	344,000						
134	313,100	344,400						
135	313,400	344,800						
136	313,700	345,200						
137	313,900	345,500						
138	314,200	345,900						
139	314,500	346,300						
140	314,800	346,700						
141	315,000	347,000						
142	315,300	347,400						
143	315,700	347,700						
144	316,000	348,100						
145	316,200	348,400						
146	316,400	348,800						
147	316,700	349,200						
148	317,000	349,600						
149	317,200	349,900						

	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							
	162	321,000							
	163	321,300							
	164	321,600							
	165	322,000							
	166	322,300							
	167	322,600							
	168	322,900							
	169	323,300							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000		

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第3号中「5万8,100円」を「7万円」に改める。

第11条第1項第2号中「この項、次項第4号及び第8項」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「2,000円（通勤距離が人事委員会規則で定める距離を超える場合にあっては、前項第1号に掲げる職員が受ける通勤手当の額を考慮して2,000円に）を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に、「額を加算した額）」を「額」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「の」を「」及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範

圏内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「414,000」を「428,000」に、「475,000」を「491,000」に、「538,000」を「556,000」に、「621,000」を「642,000」に、「722,000」を「746,000」に、「824,000」を「851,000」に改め、同条第2項の表中「346,000」を「358,000」に、「382,000」を「395,000」に、「410,000」を「424,000」に改める。

第6条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第9条第2項から第4項までの規定中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第4条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する

条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第71号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第10条の2の4第1項第2号中「この項、次項第4号及び第8項」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「2,000円（通勤距離が人事委員会規則で定める距離を超える場合にあっては、前項第1号に掲げる学校職員が受ける通勤手当の額を考慮して2,000円に）を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に、「額を加算した額）」を「額」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同

項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「の」を「) 及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる学校職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める学校職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第17条中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同条ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に改める。

第19条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		級 号俸	給 料 月 額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100	
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100	
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000	
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800	
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800	
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700	
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100	
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000	
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300		
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600				
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100				
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600				
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100				
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400				
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700				
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900				
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100				
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400				
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700				

	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900				
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100				
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900				
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700				
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500				
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100				
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700				
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300				
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900				
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600				
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400				
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800				
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500				
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000				
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400				
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800				
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200				
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600				
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900				
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200				
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500				
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800				
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100				
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400				
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700				
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000				
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100					
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400					
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700					
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900					
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200					
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400					
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700					
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900					
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200					
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500					
定年	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800					
前再	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000					
任用	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300					
短時	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600					
間勤	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800					
務職	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000					
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300					
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600					
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800					

員以外の学校職員	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300						
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600						
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800						
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
	86	266,200	305,800	355,700	397,000							
	87	266,500	306,100	356,100	397,400							
	88	266,800	306,400	356,500	397,800							
	89	267,100	306,700	356,700	398,100							
	90	267,400	307,000	357,100	398,600							
	91	267,700	307,300	357,500	399,000							
	92	268,000	307,600	357,900	399,400							
	93	268,300	307,800	358,100	399,700							
	94		308,000	358,400	400,200							
	95		308,300	358,800	400,600							
	96		308,700	359,100	401,000							
	97		308,900	359,400	401,300							
	98		309,200	359,800								
	99		309,500	360,200								
	100		309,900	360,600								
	101		310,100	361,100								
	102		310,400	361,500								
	103		310,700	361,900								
	104		311,000	362,300								
	105		311,200	362,800								
	106		311,500	363,200								
	107		311,800	363,500								
	108		312,100	363,800								

109		312,300	364,200									
110		312,600										
111		313,000										
112		313,300										
113		313,500										
114		313,700										
115		314,000										
116		314,400										
117		314,600										
118		314,800										
119		315,100										
120		315,400										
121		315,700										
122		315,900										
123		316,200										
124		316,500										
125		316,800										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額	給料月額	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。ただし、第22条第1項各号に掲げる学校職員及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
1	212,900	259,800	332,500	389,400	464,700	
2	215,300	261,200	334,300	390,900	466,500	
3	217,600	262,600	336,100	392,300	468,300	
4	219,900	264,000	337,800	393,700	470,100	
5	222,100	265,400	339,400	395,100	471,800	
6	224,400	266,600	341,300	396,500	473,500	
7	226,600	267,800	343,200	398,000	475,400	
8	228,800	269,000	345,000	399,400	477,200	
9	231,000	270,300	346,800	400,700	478,900	
10	233,200	271,400	348,800	402,100	480,500	
11	235,400	272,500	350,600	403,600	482,100	

12	237,600	273,700	352,300	405,100	483,600
13	239,800	275,000	354,000	406,400	485,100
14	241,900	276,700	355,700	407,900	486,400
15	244,000	278,400	357,200	409,400	487,800
16	246,100	280,100	358,800	410,900	489,100
17	248,200	281,800	360,400	412,300	490,300
18	250,000	283,800	361,700	413,900	490,900
19	251,700	286,000	362,900	415,500	491,500
20	253,400	288,200	364,000	417,000	492,200
21	255,100	290,400	365,300	418,200	492,800
22	256,400	292,600	366,900	419,600	493,400
23	257,700	294,800	368,500	421,000	494,000
24	258,900	296,900	370,000	422,300	494,700
25	260,100	298,900	371,400	423,900	495,300
26	261,300	300,800	373,000	425,300	495,900
27	262,500	302,700	374,500	426,600	496,500
28	263,700	304,500	376,000	428,000	497,200
29	264,800	306,300	377,500	429,400	497,800

職員の区分	イ 教育職給料表(2)					
	号俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
120	332,900	426,900				
121	333,400	427,200				
122	333,800	427,500				
123	334,200	427,800				
124	334,700	428,000				
125	335,200	428,200				
126	335,500	428,500				
127	335,800	428,800				
128	336,100	429,000				
129	336,300	429,200				
130	336,600	429,500				
131	336,900	429,800				
132	337,100	430,000				
133	337,300	430,200				
134	337,500	430,500				
135	337,700	430,800				
136	338,000	431,000				
137	338,300	431,200				
138	338,500	431,500				
139	338,800	431,800				
140	339,100	432,000				
141	339,300	432,200				
142	339,500	432,500				
143	339,800	432,800				
144	340,000	433,000				
145	340,300	433,200				
146	340,500					
147	340,800					
148	341,100					
149	341,300					
150	341,500					
151	341,800					
152	342,100					
153	342,300					
定年前再任用短時間勤務職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円
	247,200	288,900	319,100	348,200	436,000	

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

130		414,200			
131		414,700			
132		415,200			
133		415,500			
134		415,800			
135		416,000			
136		416,300			
137		416,600			
138		416,900			
139		417,200			
140		417,500			
141		417,800			
142		418,100			
143		418,400			
144		418,700			
145		418,900			
146		419,200			
147		419,500			
148		419,700			
149		419,900			
150		420,200			
151		420,500			
152		420,700			
153		420,900			
154		421,200			
155		421,500			
156		421,700			
157		421,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円
	238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 (2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の2 第2項中「8,000円」を「9,000円」に、「応じ」を「応じ、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮し」に改める。

別表第2のアの備考(2)中「、この表の額に7,700円」を「この表の額に

1万1,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に3,800円」に改め、同表のイの備考(2)中「、この表の額に7,500円」を「この表の額に1万1,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第2条の規定 令和8年1月1日
 - 第1条中北海道学校職員の給与に関する条例第10条の2の4の改正規定 令和8年4月1日
- 第1条の規定（前項第2号に掲げる改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
 （給与の内払）
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
 （人事委員会規則への委任）
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第72号

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例

第1条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例
(昭和27年北海道条例第79号) の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
号俸		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	212,900	234,000	332,500	361,900	448,100
	2	215,300	236,400	334,300	363,400	449,400
	3	217,600	238,800	336,100	364,900	450,600
	4	219,900	241,300	337,800	366,300	451,900
	5	222,100	243,700	339,400	367,700	453,000
	6	224,400	246,100	341,300	369,000	454,100
	7	226,600	248,500	343,200	370,300	455,300
	8	228,800	251,000	345,000	371,700	456,500
	9	231,000	253,400	346,800	373,100	457,800
	10	233,200	255,000	348,800	374,400	459,000
	11	235,400	256,600	350,600	375,700	460,100
	12	237,600	258,200	352,300	376,900	461,200
	13	239,800	259,800	354,000	378,100	462,400
	14	241,900	261,200	355,700	379,400	463,200
	15	244,000	262,600	357,200	380,600	464,000
	16	246,100	264,000	358,800	381,800	464,900
	17	248,200	265,400	360,400	382,800	465,800
	18	250,000	266,600	361,700	384,000	466,200
	19	251,700	267,800	362,900	385,200	466,700
	20	253,400	269,000	364,000	386,300	467,200
	21	255,100	270,300	365,300	387,300	467,700
	22	256,400	271,400	366,700	388,500	468,100
	23	257,700	272,500	368,100	389,700	468,600
	24	258,900	273,700	369,400	390,800	469,100
	25	260,100	275,000	370,600	391,800	469,600
	26	261,200	276,700	372,000	393,000	470,000
	27	262,300	278,400	373,300	394,100	470,500
	28	263,400	280,100	374,600	395,200	471,000
	29	264,600	281,800	375,800	396,300	471,500
	30	265,700	283,800	377,200	397,500	471,900
	31	266,800	286,000	378,500	398,700	472,400
	32	267,800	288,200	379,800	399,800	472,900

33	268,900	290,400	381,100	400,800	473,400
34	269,900	292,600	382,300	401,900	
35	270,900	294,800	383,400	403,100	
36	272,000	296,900	384,600	404,300	
37	273,200	298,900	385,800	405,500	
38	274,100	300,800	387,000	406,800	
39	275,100	302,700	388,200	407,900	
40	276,200	304,500	389,300	409,100	
41	277,400	306,300	390,400	410,200	
42	278,500	308,200	391,600	411,500	
43	279,600	310,000	392,800	412,500	
44	280,700	311,700	393,900	413,600	
45	281,600	313,400	395,000	414,800	
46	282,400	315,200	396,300	416,000	
47	283,200	316,900	397,500	417,200	
48	284,000	318,500	398,600	418,400	
49	284,600	320,100	399,500	419,500	
50	285,400	321,800	400,700	420,500	
51	286,100	323,600	401,700	421,800	
52	286,800	325,300	402,800	423,000	
53	287,600	326,600	403,600	424,200	
54	288,400	328,500	404,700	425,300	
55	289,000	330,300	405,700	426,400	
56	289,700	332,000	406,700	427,500	
57	290,400	333,600	407,800	428,500	
58	291,200	335,500	408,800	429,700	
59	292,000	337,200	409,900	430,900	
60	292,600	338,900	411,000	432,100	
61	293,200	340,600	412,000	432,700	
62	293,900	342,300	413,100	433,500	
63	294,600	344,000	414,200	434,200	
64	295,100	345,700	415,200	434,700	
65	295,800	347,400	416,100	435,000	
66	296,500	348,700	417,000	435,300	
67	297,100	350,000	418,000	435,700	
68	297,700	351,300	419,000	436,100	
69	298,400	352,800	419,800	436,400	
70	299,100	354,300	420,600	436,800	
71	299,700	355,800	421,300	437,100	
72	300,400	357,300	422,100	437,400	
73	300,900	358,600	422,800	437,700	
74	301,500	360,100	423,400	438,000	
75	302,200	361,600	424,100	438,300	
76	302,700	363,000	424,800	438,600	

備考(1) この表は、中学校、義務教育学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の備考(2)中「、この表の額に7,500円」を「この表の額に1万1,500円をそれぞれ加算した額とし、その職務の級が4級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額はこの表の額に4,000円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和7年北海道条例第71号）附則第3項及び第4項の規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道条例第73号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項中「（第14条の3第2項において「職員以外の地方公務員等」という。）」を削る。

第13条第1項第2号中「この項、次項第4号及び第8項」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「2,000円（通勤距離が人事委員会規則で定める距離を超える場合にあっては、前項第1

号に掲げる職員が受ける通勤手当の額を考慮して2,000円に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて」に、「額を加算した額」を「額」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあっては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「の」を「）及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
第14条の3第2項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第19条中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同条ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

第22条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の

125」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60」を「100分の61.25」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		級	級	級	級	級	級	級	級	級
号俸		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	

34	282, 300	294, 100	303, 600	338, 600	395, 000	417, 800	446, 800	470, 400			
35	283, 500	294, 700	304, 000	339, 800	397, 000	418, 800	447, 500	470, 700			
36	284, 800	295, 300	304, 400	340, 800	399, 000	419, 800	448, 200	471, 100			
37	285, 700	295, 700	304, 900	341, 900	400, 700	420, 900	448, 700	471, 400			
38	286, 700	296, 300	305, 500	343, 100	402, 400	422, 000	449, 100	471, 600			
39	287, 800	296, 900	306, 100	344, 300	403, 900	423, 100	449, 500	471, 900			
40	288, 900	297, 400	306, 600	345, 500	405, 400	424, 200	449, 800	472, 100			
41	290, 100	297, 800	307, 200	346, 600	406, 600	425, 400	450, 100	472, 400			
42	290, 700	298, 400	307, 900	347, 700	407, 600	426, 200	450, 400	472, 600			
43	291, 300	299, 000	308, 600	348, 900	408, 600	427, 000	450, 700	472, 800			
44	291, 800	299, 500	309, 200	350, 100	409, 600	427, 600	451, 000	473, 000			
45	292, 200	299, 900	309, 800	351, 200	410, 600	428, 100	451, 200	473, 400			
46	292, 700	300, 400	310, 600	352, 500	411, 700	428, 800	451, 500	473, 600			
47	293, 200	300, 900	311, 400	353, 700	412, 800	429, 500	451, 800	473, 800			
48	293, 700	301, 400	312, 100	354, 900	413, 900	430, 100	452, 000	474, 000			
49	294, 100	301, 900	312, 900	356, 100	415, 200	430, 800	452, 300	474, 400			
50	294, 600	302, 400	313, 900	357, 400	416, 000	431, 200	452, 600	474, 600			
51	295, 100	303, 000	314, 900	358, 700	416, 800	431, 800	452, 900	474, 800			
52	295, 600	303, 500	315, 900	360, 000	417, 400	432, 400	453, 200	475, 000			
53	296, 100	304, 100	316, 900	360, 900	417, 900	432, 800	453, 400	475, 400			
54	296, 700	304, 700	318, 000	362, 200	418, 600	433, 200	453, 700				
55	297, 100	305, 400	319, 000	363, 400	419, 200	433, 700	453, 900				
56	297, 500	306, 000	320, 000	364, 600	419, 900	434, 200	454, 200				
57	298, 000	306, 600	321, 000	365, 700	420, 200	434, 700	454, 400				
58	298, 500	307, 400	322, 100	367, 000	420, 900	435, 200	454, 700				
59	299, 000	308, 200	323, 200	368, 400	421, 600	435, 600	455, 000				
60	299, 400	308, 900	324, 300	369, 800	422, 100	436, 000	455, 200				
61	299, 900	309, 700	325, 100	371, 100	422, 500	436, 400	455, 400				
62	300, 300	310, 500	326, 200	372, 600	422, 900	436, 700	455, 700				
63	300, 800	311, 300	327, 300	374, 100	423, 400	437, 000	456, 000				
64	301, 200	312, 200	328, 400	375, 500	423, 900	437, 300	456, 300				
65	301, 700	313, 000	329, 300	376, 700	424, 400	437, 500	456, 500				
66	302, 200	313, 800	330, 400	378, 100	424, 800	437, 800	456, 800				
定年	67	302, 600	314, 600	331, 500	379, 400	425, 300	438, 100	457, 100			
	68	303, 000	315, 400	332, 600	380, 800	425, 800	438, 300	457, 400			
前再	69	303, 500	316, 300	333, 600	381, 900	426, 300	438, 500	457, 600			
任用	70	303, 900	317, 100	334, 700	383, 100	426, 800	438, 800	457, 900			
短時	71	304, 300	318, 000	335, 900	384, 300	427, 400	439, 100	458, 200			
	72	304, 800	318, 900	337, 100	385, 500	427, 900	439, 300	458, 500			
間勤	73	305, 300	319, 500	337, 800	386, 800	428, 300	439, 500	458, 700			
務職	74	305, 800	320, 400	339, 100	388, 000	428, 900	439, 800				
員以	75	306, 400	321, 300	340, 400	389, 200	429, 300	440, 100				
外の	76	306, 800	322, 100	341, 700	390, 300	429, 500	440, 300				
職員	77	307, 300	322, 700	342, 900	391, 400	429, 800	440, 500				
	78	307, 800	323, 600	344, 300	392, 600	430, 300	440, 800				

79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100						
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300						
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500						
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800						
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100						
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300						
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500						
86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100							
87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500							
88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900							
89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200							
90	315,300	335,400	361,300	400,800								
91	316,000	336,600	362,500	401,300								
92	316,700	337,800	363,800	401,800								
93	317,200	339,000	365,100	402,200								
94	318,100	340,300	366,600	402,600								
95	319,000	341,500	368,100	403,100								
96	319,800	342,700	369,500	403,600								
97	320,500	343,900	370,800	404,000								
98	321,400	345,200	372,000	404,500								
99	322,300	346,400	373,100	405,000								
100	323,200	347,600	374,300	405,400								
101	324,100	349,000	375,400	405,700								
102	325,100	349,900	376,500	406,100								
103	326,100	350,900	377,600	406,500								
104	327,000	352,000	378,700	406,800								
105	327,800	353,100	379,900	407,100								
106	328,400	354,200	380,400	407,600								
107	329,000	355,200	381,000	408,100								
108	329,600	356,200	381,600	408,600								
109	330,100	357,400	382,200	408,900								
110	330,600	358,400	382,700	409,400								
111	331,000	359,400	383,100	409,900								
112	331,500	360,300	383,600	410,400								
113	332,300	361,200	384,000	410,700								
114	332,900	362,100	384,400	411,200								
115	333,600	363,000	384,900	411,700								
116	334,200	364,000	385,400	412,200								
117	334,800	365,000	385,800	412,600								
118	335,500	365,400	386,300	413,100								
119	336,200	366,000	386,900	413,500								
120	336,900	366,600	387,400	414,000								
121	337,500	366,900	387,600	414,400								
122	337,800	367,300	388,100									
123	338,300	367,700	388,600									

124	338,800	368,100	389,000								
125	339,100	368,500	389,500								
126		368,900	390,000								
127		369,300	390,500								
128		369,700	391,000								
129		370,100	391,300								
130		370,500	391,800								
131		370,900	392,300								
132		371,300	392,800								
133		371,500	393,100								
134		372,000	393,600								
135		372,300	394,000								
136		372,600	394,400								
137		372,900	394,700								
138		373,300	395,100								
139		373,800	395,600								
140		374,300	396,100								
141		374,600	396,400								
142		375,100									
143		375,600									
144		376,100									
145		376,400									
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900		

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300			
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600					
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100					
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600					
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100					
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400					
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700					
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900					
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100					
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400					
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700					
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900					
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100					
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900					
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700					
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500					
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100					
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700					
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300					
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900					
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600					
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400					
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800					
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500					
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000					
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400					
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800					
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200					
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600					
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900					
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200					
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500					
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800					
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100					
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400					
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700					
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000					
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100						
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400						
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700						
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900						
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200						
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400						
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700						

	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900					
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200					
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500					
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800					
定年	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000					
前再	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300					
任用	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600					
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800					
短時	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000					
間勤	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300					
務職	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600					
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800					
員以	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000					
外の	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300					
職員	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600					
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800					
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000					
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300					
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600					
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800					
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000					
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300						
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600						
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800						
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000						
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300						
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600						
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800						
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000						
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300						
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600						
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800						
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000						
	86	266,200	305,800	355,700	397,000							
	87	266,500	306,100	356,100	397,400							
	88	266,800	306,400	356,500	397,800							
	89	267,100	306,700	356,700	398,100							
	90	267,400	307,000	357,100	398,600							
	91	267,700	307,300	357,500	399,000							
	92	268,000	307,600	357,900	399,400							
	93	268,300	307,800	358,100	399,700							
	94		308,000	358,400	400,200							
	95		308,300	358,800	400,600							
	96		308,700	359,100	401,000							
	97		308,900	359,400	401,300							

98		309,200	359,800									
99		309,500	360,200									
100		309,900	360,600									
101		310,100	361,100									
102		310,400	361,500									
103		310,700	361,900									
104		311,000	362,300									
105		311,200	362,800									
106		311,500	363,200									
107		311,800	363,500									
108		312,100	363,800									
109		312,300	364,200									
110		312,600										
111		313,000										
112		313,300										
113		313,500										
114		313,700										
115		314,000										
116		314,400										
117		314,600										
118		314,800										
119		315,100										
120		315,400										
121		315,700										
122		315,900										
123		316,200										
124		316,500										
125		316,800										
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準											
	給 料 月 額											
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条第1項各号に掲げる職員及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3 (第5条関係)

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900

2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000
3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100
4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200
5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100
6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500
7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900
8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200

	98			399,900					18	226,300	284,200	365,600	412,800			
	99			400,400					19	228,100	286,500	366,800	414,400			
	100			400,800					20	229,900	288,900	368,000	416,100			
	101			401,400					21	231,700	291,200	369,200	417,300			
	102			401,700					22	233,500	293,300	370,300	418,700			
	103			402,200					23	235,200	295,400	371,300	420,100			
	104			402,600					24	236,900	297,400	372,300	421,400			
	105			403,200					25	238,600	299,400	373,400	422,700			
	106			403,500					26	240,700	301,300	374,400	424,000			
	107			404,000					27	242,600	303,200	375,300	425,500			
	108			404,400					28	244,500	305,100	376,300	427,000			
	109			405,000					29	246,400	307,000	377,200	428,200			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基	準	基	準	基	準	基	準	30	247,500	308,500	378,000	429,400			
	給	料	月	額	給	料	月	額	31	248,600	310,000	378,800	431,000			
	円		円		円		円		32	249,700	311,500	379,600	432,500			
	233,500		264,600		295,300		337,800		33	251,100	313,000	380,300	433,800			
									34	252,400	314,500	381,000	435,200			
									35	253,800	316,000	381,800	436,600			
									36	255,200	317,400	382,600	438,000			
									37	256,600	318,800	383,300	439,400			
									38	258,100	319,700	384,000	440,800			
									39	259,600	320,600	384,800	442,200			
									40	261,200	321,400	385,600	443,600			
									41	262,600	322,100	386,400	444,700			
									42	263,900	322,600	387,600	446,000			
									43	265,300	323,100	388,800	447,400			
									44	266,700	323,500	390,000	448,700			
									45	268,200	323,900	390,700	449,500			
									46	269,500	324,400	391,700	450,300			
									47	270,700	324,900	392,500	451,200			
									48	271,900	325,300	393,200	452,100			
									49	273,100	325,700	393,900	452,900			
									50	274,200	326,100	394,600	453,700			
									51	275,300	326,400	395,200	454,300			
									52	276,400	326,900	395,800	455,100			
									53	277,400	327,300	396,400	455,500			
									54	278,500	327,700	397,100	456,100			
									55	279,500	328,100	397,900	456,600			
									定年	280,500	328,400	398,700	457,100			
									前再	281,500	328,800	399,300	457,600			
									任用	282,200	329,100	400,100	458,200			
									短時	282,700	329,500	400,800	458,700			
									間勤	283,300	329,800	401,500	459,200			
										61	283,900	330,200	402,100	459,700		
										62	284,500	330,700	402,800	460,300		
	17	224,500	281,900	364,400	411,200											

務職員以外の職員	63	285,100	331,300	403,400	460,800				97	305,300	349,000			
	64	285,600	331,800	404,100	461,300				98	305,800	349,500			
	65	286,200	332,200	404,800	461,800				99	306,400	350,000			
	66	286,700	332,800	405,400	462,400				100	306,900	350,500			
	67	287,300	333,300	406,000	462,900				101	307,300	351,000			
	68	287,800	333,900	406,700	463,400				102	307,700	351,500			
	69	288,400	334,400	407,400	463,900				103	308,000	351,900			
	70	289,100	334,900	407,900					104	308,400	352,400			
	71	289,700	335,400	408,500					105	308,800	352,800			
	72	290,300	336,000	409,100					106	309,200	353,200			
	73	290,900	336,500	409,600					107	309,600	353,700			
	74	291,500	337,200	410,200					108	309,900	354,100			
	75	292,100	337,900	410,800					109	310,100	354,600			
	76	292,800	338,600	411,300					110	310,500	355,000			
	77	293,400	339,200	411,800					111	310,800	355,400			
	78	294,100	339,800	412,300					112	311,000	355,800			
	79	294,800	340,500	412,800					113	311,300	356,300			
	80	295,300	341,200	413,500					114	311,600	356,700			
	81	295,900	341,900	413,900					115	311,900	357,100			
	82	296,500	342,600	414,400					116	312,200	357,500			
	83	297,200	343,200	414,900					117	312,400	358,000			
	84	297,800	343,800	415,600					118	312,700	358,400			
	85	298,300	344,300	416,000					119	312,900	358,800			
	86	298,900	344,800	416,500					120	313,200	359,200			
	87	299,600	345,200	417,000					121	313,500	359,600			
	88	300,200	345,600	417,700										
	89	300,700	345,900	418,100										
	90	301,300	346,400	418,600										
	91	302,000	346,700	419,100										
	92	302,600	347,100	419,800										
	93	303,200	347,400	420,200										
	94	303,800	347,700											
	95	304,400	348,100											
	96	305,000	348,500											

別表第5（第5条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700	
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900	
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000	
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900	
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800	
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600	
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500	
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200	
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800	
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600	
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200	
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500	
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800	
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400	
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000	
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700	
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300	
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800	
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200	
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300	
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600	
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900	
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400	
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400	
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000	
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700	
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300	
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200	
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900	
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700	
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500	
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200	
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900	
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600	
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400	
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200	
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000	
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700	
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400	
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200	
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800		
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900		
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000		
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000		
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500		

	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000		
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400		
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000		
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500		
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900		
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400		
	53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900		
	54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300		
	55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600		
	56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900		
	57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300		
	58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700		
	59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000		
	60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300		
	61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700		
	62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100		
	63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400		
	64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700		
	65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100		
	66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	451,500		
	67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	451,800		
	68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	452,100		
	69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	452,500		
	70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700			
	71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100			
	72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400			
	73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700			
	74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200			
	75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600			
	76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900			
	77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200			
	78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200			
	80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600			
	81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900			
	82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300			
	83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800			
	84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200			
	85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600			
	86	295,800	322,600	360,600	379,900				
	87	296,300	323,600	361,400	380,500				
	88	296,800	324,600	362,200	381,000				
	89	297,200	325,500	362,800	381,300				
	90	297,700	326,500	363,400	381,800				
	91	298,200	327,500	364,000	382,100				

92	298,700	328,500	364,600	382,400				
93	299,200	329,300	365,000	383,000				
94	299,600	330,000	365,400	383,500				
95	300,100	330,700	365,900	384,000				
96	300,700	331,300	366,300	384,500				
97	301,300	331,800	366,800	385,100				
98	301,800	332,100	367,200	385,600				
99	302,300	332,600	367,700	386,100				
100	302,800	333,200	368,100	386,500				
101	303,200	333,600	368,400	387,100				
102	303,700	334,100	368,900	387,600				
103	304,100	334,700	369,200	388,100				
104	304,500	335,200	369,500	388,600				
105	304,900	335,600	369,900	389,200				
106	305,300	336,100	370,400	389,600				
107	305,700	336,600	370,900	390,100				
108	306,000	337,100	371,400	390,600				
109	306,200	337,500	371,900	391,200				
110	306,500	337,800	372,400					
111	306,700	338,100	372,900					
112	307,000	338,400	373,300					
113	307,300	338,700	373,700					
114	307,500	339,100	374,100					
115	307,800	339,400	374,600					
116	308,000	339,700	375,100					
117	308,300	339,900	375,500					
118	308,500	340,200	376,000					
119	308,800	340,500	376,500					
120	309,100	340,700	377,000					
121	309,400	340,900	377,300					
122	309,700	341,200						
123	310,000	341,500						
124	310,300	341,800						
125	310,500	342,000						
126	310,700	342,300						
127	311,000	342,600						
128	311,400	342,800						
129	311,600	343,000						
130	311,900	343,200						
131	312,200	343,500						
132	312,600	343,700						
133	312,800	344,000						
134	313,100	344,400						
135	313,400	344,800						
136	313,700	345,200						

	137	313,900	345,500						
	138	314,200	345,900						
	139	314,500	346,300						
	140	314,800	346,700						
	141	315,000	347,000						
	142	315,300	347,400						
	143	315,700	347,700						
	144	316,000	348,100						
	145	316,200	348,400						
	146	316,400	348,800						
	147	316,700	349,200						
	148	317,000	349,600						
	149	317,200	349,900						
	150	317,400	350,300						
	151	317,700	350,700						
	152	318,000	351,100						
	153	318,400	351,400						
	154	318,600							
	155	318,800							
	156	319,100							
	157	319,400							
	158	319,700							
	159	320,000							
	160	320,300							
	161	320,700							
	162	321,000							
	163	321,300							
	164	321,600							
	165	322,000							
	166	322,300							
	167	322,600							
	168	322,900							
	169	323,300							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000		

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8

年4月1日から施行する。

2 この条例（第13条の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の

北海道地方警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（人事委員会規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
